

循環型社会推進計画 (次期廃棄物処理計画)

骨子案

1 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

- 環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成をめざして、本県の廃棄物政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。
- 循環型社会形成をより一層推進する観点から、計画名を「香川県廃棄物処理計画」から「香川県循環型社会推進計画」へ変更する。
- 従来の「香川県廃棄物処理計画」に「プラスチック資源循環」や「食品ロス削減」に関する事項などを追加する。

(2) 計画の位置づけ

- 「香川県環境基本計画」の資源循環分野に関する個別計画
- 廃棄物処理法第5条の5に基づく計画
- 食品ロス削減推進法第12条に基づく計画

(3) 計画の期間

- 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

(4) 基本的な考え方

- 環境への負荷をできる限り低減するため、引き続き、普及啓発等による廃棄物発生抑制の推進や各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充によるリサイクル率の向上等、3Rの推進に取り組む。
- 近年課題となっているプラスチック資源循環や食品ロスへの対応を行う。
⇒ 「香川県廃棄物処理計画」と「香川県食品ロス削減推進計画」を統合し「香川県循環型社会推進計画」とする。
- 廃棄物処理施設の確保と維持管理、監視指導体制の充実・強化や不法投棄・野外焼却対策の強化による廃棄物適正処理の推進に取り組む。
- 災害廃棄物処理体制の充実・強化に取り組む。

2 基本目標と施策区分

(1) 基本目標

「循環型社会の推進による持続可能な香川の実現」

(2) 施策区分

施策区分	施策の柱
循環型社会づくりの推進	3Rの推進
	プラスチック資源循環の推進
	食品ロス削減の推進
廃棄物の適正処理の推進	廃棄物の適正処理の推進
	不法投棄対策の推進
災害廃棄物処理対策の推進	災害廃棄物処理対策の推進

3 施策体系

施策区分	施策の柱	施策展開
大項目	中項目	小項目
1 循環型社会づくりの 推進	1-1 3 R（リデュース、リユース、 リサイクル）の推進	1-1-1 2 Rを意識した3 Rの普及啓発・取組みの推進
		1-1-2 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充
		1-1-3 循環産業の育成
	1-2 プラスチック資源循環の推進	1-2-1 事業者におけるプラスチック資源循環の推進
		1-2-2 県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進
	1-3 食品ロス削減の推進	1-3-1 教育や普及啓発の推進
		1-3-2 事業者における取組みの推進
2 廃棄物の適正処理の 推進	2-1 廃棄物の適正処理の推進	2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理
		2-1-2 監視指導体制の拡充・強化
		2-1-3 廃棄物の適正処理の推進
		2-1-4 豊島処分地維持管理等事業の推進
	2-2 不法投棄対策の推進	2-2-1 不法投棄や野外焼却対策の強化
3 災害廃棄物処理対策 の推進	3-1 災害廃棄物処理対策の推進	3-1-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

【1】循環型社会づくりの推進

1-1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

（1）指標

施策 項目	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
基本 目標	一般廃棄物の最終処分量	万 t	2.4 (R5)	2.2
基本 目標	産業廃棄物の最終処分量	万 t	12.4 (R5)	10.1
1-1-1	★ 3 R の推進に積極的に取り組んでいると答えた人の割合	%	41.1 (R7.6)	56.0
1-1-1	一般廃棄物の総排出量	万 t	28.6 (R5)	26.0
1-1-1	一般廃棄物の一人一日当たり排出量	g	825 (R5)	793
1-1-1	産業廃棄物の総排出量	万 t	248.3 (R5)	247.5
1-1-1	リユース製品を積極的に利用していると答えた人の割合	%	28.3 (R7.6)	35.0
1-1-1	一般廃棄物のリサイクル率	%	18.8 (R5)	24.0
1-1-1	リサイクル製品を積極的に利用していると答えた人の割合	%	32.2 (R6.6)	42.0
1-1-2 1-1-3	産業廃棄物のリサイクル率	%	70.8 (R5)	72.4

（2）現状と課題

- 環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成するためには、リサイクルに先立って 2 R を可能な限り推進することが大切ですが、県政世論調査では、リサイクルに対する意識は高いものの、2 R に対する意識は、依然として、相対的に低いという結果になっており、引き続き、2 R を意識した 3 R の普及啓発に取り組み、これまでの大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換を図る必要があります。
- 本県の一般廃棄物の総排出量は、令和 5 (2023) 年度の実績が 28.6 万トンと、令和元 (2019) 年度の実績 (31.2 万トン) と比較すると減少しており、今後も、人口減少に伴う自然減が続くことが予想されることから、減少傾向で推移するものと考えられますが、排出量の一層の削減に向け、創意工夫を凝らした取組みにより、生活全体において 3 R を推進していく必要があります。
- 本県の産業廃棄物の総排出量は、令和 5 (2023) 年度の実績が 248.3 万トンと、令和元 (2019) 年度の実績 (244.9 万トン) と比較すると増加しており、産業廃棄物の総排出量は景気の動向の影響を受ける面はあるものの、引き続き、持続可能な経済活動に配慮しつつ、総排出量の抑制をめざすことが必要です。
- 本県のリサイクル率（令和 5 (2023) 年度実績）は、一般廃棄物が 18.8%、産業廃棄物が 70.8% となっており、令和元 (2019) 年度実績（一般廃棄物：18.2%、産業廃棄物：71.0%）

と比較すると、一般廃棄物は増加（0.6 ポイント増）し、産業廃棄物は減少（0.2 ポイント減）していますが、近年は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに横ばいか微減で推移しています。

- リサイクル率の向上を図るためには、各種リサイクル制度を的確に運用するとともに、特に、市町によって大きな差がある一般廃棄物のリサイクル率（令和 5（2023）年度：最高 62.3%、最低 6.5%）の向上に向け、各市町による主体的な取組みの促進を図るほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化にも適切に対応していく必要があります。
- リサイクルを進めるためには、関連事業者の取組みや消費行動の変容を促進することが大切であることから、県内企業の環境関連の研究開発等に対する支援や優良な産廃処理業者の認定等により循環産業の育成を図るとともに、リサイクル製品の認定制度やグリーン購入の促進等により、リサイクル製品の利用促進に努める必要があります。

（３）施策展開

１－１－１ ２Ｒを意識した３Ｒの普及啓発・取組みの推進

- i ３Ｒの普及啓発・環境学習の推進
- ii 地域でのクリーン作戦への支援
- iii 事業者における取組みの促進
- iv 県・市町における取組みの促進

１－１－２ 各種リサイクル制度の円滑な推進・拡充

- i 拡大生産者責任の徹底
- ii 容器包装リサイクルの推進
- iii 家電リサイクルの推進
- iv 建設リサイクルの推進
- v 食品リサイクルの推進
- vi 自動車リサイクルの推進
- vii 家畜排せつ物のリサイクルの推進
- viii 小型家電リサイクルの推進（レアメタルリサイクル）
- ix 多様な回収ルートの確保

１－１－３ 循環産業の育成

- i 事業者に対する支援
- ii エコタウン事業の推進
- iii リサイクル市場の普及啓発

1-2 プラスチック資源循環の推進

(1) 指標

施策 項目	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
1-2-1	★廃プラスチック類の再生利用率	%	40.0 (R5)	75
1-2-2	★プラスチック使用製品廃棄物の分別 収集・再商品化を実施する市町数（独自の 再資源化処理を実施する市町を含む）	市町	2 (R7)	9

(2) 現状と課題

- プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の様々な環境問題に対応していくには、国内におけるプラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していく必要があります。
- 国では、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable（再生不可能な資源への依存度を減らし再生可能資源に置き換える）を基本原則に掲げて資源循環を推進するとともに、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行され、プラスチック使用製品の製品設計から製造、使用、排出、回収・リサイクルまでの各段階での資源循環の取組みが強化されています。
- 本県の事業所から排出された廃プラスチック類における令和5年度の再生利用率は40.0%と、全国の62.4%（令和5年度速報値）と比べ低値で推移しており、一層のプラスチックの資源循環を促進するため、可能な限り排出を抑制するとともに、適切に分別し、循環利用を図る必要があります。
- 県内市町においては、これまで「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくプラスチック容器包装廃棄物の分別収集・再商品化の取組みが進められてきましたが、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の取組みは、令和7年度時点で1町となっており、独自の再資源化処理を行っている1市があるものの、プラスチック資源循環促進法への本格対応や、再資源化率の向上が求められます。
- プラスチックの資源循環は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者・県・市町・県民の連携協働を推進する必要があります。

(3) 施策展開

1-2-1 事業者におけるプラスチック資源循環の推進

- i リデュース・適正処理の徹底
- ii 有効利用の促進

1－2－2 県・市町等におけるプラスチック資源循環の推進

- i 県・市町における資源循環の促進
- ii 海洋プラスチックごみ対策

1-3 食品ロス削減の推進

(1) 指標

施策 項目	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
1-3-1 1-3-2	★食品ロスの発生量	t	国の公表数値 (8月)を踏まえ 算定中	現況値を 踏まえ算定中
1-3-1 1-3-2	★食品ロスの一人一日当たり発生量	g	国の公表数値 (8月)を踏まえ 算定中	現況値を 踏まえ算定中
1-3-1	★食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいると答えた人の割合	%	—	80
1-3-2	★かがわ食品ロス削減協力店の登録店舗数	店舗	433	増加

(2) 現状と課題

- 全国における食品ロスの量（令和5年度）は、年間464万トン（家庭系食品ロスは233万トン、事業系食品ロス231万トン）と推計され、資源の浪費、処置コストの増加や焼却処理によるCO₂排出など環境負荷の増加につながっているほか、食料の多くを海外からの輸入に依存している日本の状況を踏まえると、食品ロスの削減に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。
- 本県における家庭系食品ロスと事業系食品ロスの発生量をそれぞれ推計した結果、家庭系食品ロスは年間〇〇トン、事業系食品ロスは年間〇〇トン、香川県全体での食品ロス発生量は年間〇〇トンで、県民一人一日当たり〇gと推計され、その発生源は、家庭系が〇%、事業系が〇%で、全国とほぼ同じ割合となっています。
- 家庭系については、全国、本県ともに、「食べ残し」、「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が多くを占めています。多くの県民が各家庭においてそれぞれ取り組みを実施しているところですが、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取り組みを重点的に進める必要があると考えられます。
- 事業系については、本県では全国に比べて〇〇業から発生する割合が高いことから、〇〇事業者から発生している食品ロスの削減を図ることが重要であると考えられます。
- 食品ロスを削減するためには、食品の製造、販売、消費に至る一連のサプライチェーンにおいて、食品廃棄物の発生抑制の取り組みを推進していくことが最も重要ですが、県民一人ひとりが食品ロスが発生している現状を認識し、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用し、食品ロスを削減していくことが重要です。
- 食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、本項を香川県食品ロス削減推進計画として位置付け、本県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

(3) 施策展開

1－3－1 教育や普及啓発の推進

- i 教育及び学習の振興、普及啓発等
- ii 表彰制度
- iii 実態調査等の推進
- iv フードバンク活動への支援等

1－3－2 事業者における取組みの推進

- i 事業者の取組みに対する支援
- ii 実態把握及び先進的事例等に関する情報収集と情報提供
- iii フードバンク活動への支援等（再掲）

【2】廃棄物の適正処理の推進

2-1 廃棄物の適正処理の推進

(1) 指標

施策 項目	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
2-1-2	廃棄物不適正処理（不法投棄以外）に係る通報を踏まえた対応件数	件	92	69

(2) 現状と課題

- 廃棄物の適正処理を推進するためには、引き続き、廃棄物処理施設の整備促進や適切な維持管理、優良な処理業者の育成に取り組むほか、感染性廃棄物やP C B廃棄物等の処理困難廃棄物や海岸漂着物など各種廃棄物の適正処理に努める必要があります。
- 廃棄物の野外焼却や多量保管などに関する県民からの苦情件数（令和6（2024）年度実績）は、92件となっており、令和2（2020）年度実績（105件）と比較すると、減少しているものの、引き続き、市町や関係機関とより一層連携し、野外焼却などに対する監視指導を充実させる必要があります。
- 豊島処分地維持管理等事業については、関係者の理解と協力のもと、調停条項に基づき、豊島処分地の地下水浄化対策や処分地の維持管理に全力で取り組む必要があります。

(3) 施策展開

2-1-1 廃棄物処理施設の確保と維持管理

- i 廃棄物処理施設に対する理解と協力の確保
- ii 産業廃棄物処理施設の確保と維持管理
- iii 廃止する廃棄物処理施設の適正管理
- iv ごみ処理の広域化及びごみ処理の集約化に向けた支援

2-1-2 監視指導体制の拡充・強化

- i 排出事業者に対する監視指導
- ii 処理業者、処理施設に対する監視指導
- iii 市町における監視指導の強化
- iv 県外産廃の搬入規制の継続と適正な循環利用の確保
- v 不適正処理への対応

2-1-3 廃棄物の適正処理の推進

- i 市町における適正処理の推進
- ii 排出事業者及び処理業者における適正処理の推進
- iii 優良産廃処理業者の周知
- iv 感染性廃棄物の適正処理の推進
- v 石綿を含む廃棄物の適正処理の推進
- vi P C B廃棄物の適正処理の推進

vii その他各種廃棄物の適正処理の推進

2－1－4 豊島処分地維持管理等事業の推進

i 豊島処分地維持管理等事業

2－2 不法投棄対策の推進

(1) 指標

施策項目	項目	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
2-2-1	廃棄物不適正処理（不法投棄）に係る通報を踏まえた対応件数	件	35	17

(2) 現状と課題

- 県政世論調査の結果では、廃棄物の不法投棄対策について、多くの人が重要と考えている一方、満足している人は少ない結果になっています。また、河川、海岸、山間等への不法投棄は、依然として後を絶たない状況にあり、不法投棄監視パトロールなどによる不適正処理の未然防止や早期発見などに努める必要があります。

(3) 施策展開

2－2－1 不法投棄や野外焼却対策の強化

- i 不法投棄されない地域社会の構築
- ii 監視、通報体制の充実
- iii 関係機関との連携の強化

【3】災害廃棄物処理対策の推進

3-1 災害廃棄物処理対策の推進

(1) 指標

施策 項目	指標	単位	現況 【R6年度】	目標 【R12年度】
3-1-1	災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数	回	3	年2回以上 実施

(2) 現状と課題

- 近年、全国各地で甚大な災害が発生し、その都度、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が課題となっていますが、本県でも、今後30年以内の発生確率が80%程度といわれる南海トラフ地震（発生頻度が高いL1クラス）が発生した場合、約73万トン（平年の約2.6倍）の災害廃棄物が発生すると想定されており、また、今後、地球温暖化の影響により、台風や豪雨の規模も大きくなることが予測されています。
- 県及び各市町において、「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理行動マニュアル」を作成し、国や関係機関が連携した災害廃棄物処理広域訓練を実施していますが、継続的に訓練を行うとともに、訓練で明らかとなった課題や被災自治体からの情報を踏まえ、計画や行動マニュアルがより実効性の高いものとなるよう見直すなど、引き続き、災害廃棄物処理体制の充実・強化に努める必要があります。
- 本県では、災害時における廃棄物の適正処理を確保するため、関係団体と災害廃棄物の処理を始めとした災害対応に関する協定を締結し支援体制を構築しています。

(3) 施策展開

3-1-1 大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の充実・強化

- i 災害廃棄物処理訓練の実施
- ii 災害廃棄物処理体制の強化

指標一覧 ※「指標」欄において、★は新規

NO.	施策 項目	指標（※）	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
【基本目標】循環型社会の推進による持続可能な香川の実現							
1	基本 目標	一般廃棄物の最終 処分量	万 t	2.4 (R5)	2.2	県民の3Rの取組み が重要であるため。	R5 年度実績から 0.2 万 t の削減をめざす。
2	基本 目標	産業廃棄物の最終 処分量	万 t	12.4 (R5)	10.1	事業者の3Rの取組 みが重要であるため。	R5 年度実績から 2.3 万 t の削減をめざす。
1 循環型社会づくりの推進							
3	1-1-1	★3Rの推進に積 極的に取り組んで いると答えた人の 割合	%	41.1 (R7.6)	56.0	県民の3Rの取組状 況を把握するため。	現況から 14.9 ポイン トの増加をめざす。
4	1-1-1	一般廃棄物の総排 出量	万 t	28.6 (R5)	26.0	県民のリデュースの 取組みが重要である ため。	R5 年度実績から 2.6 万 t の削減をめざす。
5	1-1-1	一般廃棄物の一人 一日当たり排出量	g	825 (R5)	793	県民のリデュースの 取組みが重要である ため。	R5 年度実績から 32 g の削減をめざす。
6	1-1-1	産業廃棄物の総排 出量	万 t	248.3 (R5)	247.5	事業者のリデュース の取組みが重要であ るため。	R5 年度実績から 0.8 万 t の削減をめざす。
7	1-1-1	リユース製品を積 極的に利用してい ると答えた人の割 合	%	28.3 (R7.6)	35.0	県民のリユースの取 組状況を把握するた め。	現況から 6.7 ポイン トの増加をめざす。
8	1-1-1	一般廃棄物のリサ イクル率	%	18.8 (R5)	24.0	県民のリサイクルの 取組みが重要である ため。	R5 年度実績から 5.2 ポイントの増加をめ ざす。
9	1-1-1	リサイクル製品を 積極的に利用して いると答えた人の 割合	%	32.2 (R7.6)	42.0	県民及び事業者のリ サイクルの取組状況 を把握するため。	現況から 9.8 ポイン トの増加をめざす。
10	1-1-2 1-1-3	産業廃棄物のリサ イクル率	%	70.8 (R5)	72.4	事業者のリサイクル の取組みが重要であ るため。	R5 年度実績から 1.6 ポイントの増加をめ ざす。
11	1-2-1	★廃プラスチック 類の再生利用率	%	40.0 (R5)	75.0	事業者におけるプラ スチック資源循環の 取組みが重要である ため。	国のプラスチック資 源循環戦略に準拠し、 R17 年度に 100%達成 を見据え、75%をめざ す。

NO.	施策項目	指標（※）	単位	現況 (R6 年度)	目標 (R12 年度)	指標の選定理由	目標値設定の考え方
12	1-2-2	★プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を実施する市町数 （独自の再資源化処理を実施する市町を含む）	市町	2 (R7)	9	市町におけるプラスチック資源循環の推進に向け、一般家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の有効利用について、市町の取組みが重要であるため。	国のプラスチック資源循環戦略に準拠し、R17 年度に 100%達成を見据え、9 市町をめざす。
13	1-3-1 1-3-2	★食品ロスの発生量	t	国の公表数値 (8月)を踏まえ 算定中	現況値を 踏まえ算定中	県民や事業者の食品ロスの削減のための取組みが重要であるため。	国の公表数値(8月)を踏まえ算定する。
14	1-3-1 1-3-2	★食品ロスの一人一日当たり発生量	g	国の公表数値 (8月)を踏まえ 算定中	現況値を 踏まえ算定中	食品ロスの削減状況を表す基本的な指標であり、また、県民に分かりやすい指標であるため。	国の公表数値(8月)を踏まえ算定する。
15	1-3-1	★食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいると答えた人の割合	%	—	80	県民の食品ロス削減の取組状況を把握するため。	国の食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の目標に準拠し、80%をめざす。
16	1-3-2	★かがわ食品ロス削減協力店の登録店舗数	店舗	433	増加	食品ロス削減を実践する店舗の増加とその取組みの発信により、食品ロスの削減を図るため。	R6 年度実績から増加をめざす。
2 廃棄物の適正処理の推進							
17	2-1-2	廃棄物不適正処理（不法投棄以外）に係る通報を踏まえた対応件数	件	92	69	廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。	R6 年度実績から 23 件の減少をめざす。
18	2-2-1	廃棄物不適正処理（不法投棄）に係る通報を踏まえた対応件数	件	35	17	廃棄物が適正に処理されることで通報を踏まえた対応件数が減少するため。	R6 年度実績から 18 件の減少をめざす。
3 災害廃棄物処理対策の推進							
19	3-1-1	★災害廃棄物処理に係る訓練の実施回数	回	3	年2回 以上実施	災害発生時には災害廃棄物の迅速かつ適切な処理が求められることから、平時の訓練を通して対応力を強化する必要があるため。	毎年度複数回の実施をめざす。